

★介護保険審査会で審査できること

介護保険審査会で審査できることは、介護保険法第 183 条第 1 項に規定される処分の
みで、主なものは以下のとおりです。

1. 要介護認定に関すること（認定や区分変更など）

【○できる】 認定調査等が法令や基準に従い正しく行われたかどうか、の判断

【×できない】 議事録の有無など認定審査に直接関係しないものの是非

【×できない】 制度、法令、基準そのものの是非の判断 など

※ 介護保険審査会では「介護認定（主に認定調査）が法令等に従い正しく行われた
かどうか」のみを判断することができます。（仮に認定調査等が正しく行われていな
かった場合も、「処分が不当である」と裁定するだけで、請求者の要介護度の決
定はできません。その場合は、改めて各保険者において再判定が行われます。）

そのため、介護認定に直接関係しない内容（議事録の有無や記載内容など）を判
断することはできません。

また、「調査項目の選択基準がおかしい」や「認定という制度自体が間違っている」
など法令等や制度そのものに対する不服については、今ある制度・基準に基づき正
しく行われたかを審査する介護保険審査会の性質上、審査することはできません。

2. 保険料等に関すること（賦課や減免など）

【○できる】 保険料等が法令や条例の規定に従い正しく算定されたかどうか、の判断

【×できない】 年金からの徴収など制度、法令、基準そのものの是非の判断 など

※ 介護保険審査会では「保険料等が法令や条例の規定に従い正しく決定されてい
るかどうか」のみを判断することができます。（仮に算定が正しく行われていなかった
場合も、「算定に誤りがある」と裁定するだけで、請求人の保険料等の額の決定はで
きません。その場合は、改めて各保険者において再算定が行われます。）

また、介護保険審査会は介護保険法に基づく処分が審査対象であり、他の法令に
基づく処分は審査できません。

さらに、「介護保険に勝手に加入させられた」、「勝手に年金から天引きされた」、
「条例で定められた金額自体が高すぎる」、「所得段階が不公平」といった法令等や
制度そのものに対する不服については、今ある制度・基準に基づき正しく行われた
かを審査する介護保険審査会の性質上、審査することはできません。